枚方寝屋川消防組合競争入札心得

（目的）

第１条　枚方寝屋川消防組合（以下「消防組合」という。）の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が遵守しなければならない事項は別に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

（法令等の遵守）

第２条　入札参加者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）、枚方寝屋川消防組合契約規則（令和７年枚方寝屋川消防組合規則第９号。以下「規則」という。）その他の関係法令及びこの心得を遵守しなければならない。

２　入札参加者は、入札に際し、消防組合の指示に従い、円滑な入札に協力し、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の入札を妨害するような行為をしてはならない。

３　入札参加者は、入札に際し、当該入札に関する契約に係る図面、仕様書、設計書、質問回答書その他消防組合が交付する書類、契約締結に必要な条件を熟知した上で、入札しなければならない。この場合において、入札参加者は、当該契約締結に必要な条件について疑義があるときは、消防組合に説明を求めることができる。

４　入札及び契約において、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

（公正な入札の確保）

第３条　入札参加者は、入札に際し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の関係法令に抵触する行為を行ってはならない。

２　入札のうち電子入札システム（以下「システム」という。)を用いて行うもの（以下「電子入札」という。）の入札参加者は、電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成 13 年総務省／法務省／経済産業省令第２号。以下これらを「電子署名法等」という。)その他関係法令に抵触する行為をしてはならない。

３　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

４　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。

（資格確認等）

第４条　入札に参加しようとする者は、令第 167 条の６第１項の規定による公告（当該公告と同時にシステムに登録したものを含む。以下これらを「公告」という。）において定める入札参加資格に関する書類を入札参加資格に関して消防組合が指定する方法により提

出しなければならない。ただし、公告を行わない入札については、この限りでない。

2　電子入札に参加しようとする者は、前項の規定による入札参加資格の申請前に、その者（個人の場合にあっては当該本人、法人の場合にあっては当該法人の代表者）又は第７条第４項に規定する代理人の名義で電子署名法等に基づく電子証明書（以下「ＩＣカード」という。)を取得し、消防組合（枚方市で実施する入札については枚方市）にＩＣカード登録をしておかなければならない。

3　第１項の規定による申請があったときは、当該申請をした者の当該入札の公告又は実施要項に定める入札参加資格の有無について、審査を行い、その可否を当該申請をした者に通知する。

4　次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

(1)　入札に参加する者に必要な資格を有しない者

(2)　公告又は指名通知の日（電子入札の場合にあっては、参加資格の申請書等受付開始の日）から開札日までの間に入札参加資格を取り消されている者

(3)　前２号に掲げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をなすおそれのある者又は当該行為をなした者

（入札保証金）

第５条　入札参加者は、入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第 21 条に該当する場合は、免除する。

2　入札保証金の額は、入札予定金額の 100 分の３に相当する額以上とする。

3　落札者が契約を締結しないときは、損害賠償金として落札金額の 100 分の３に相当する金額を消防組合に支払わなければならない。

（入札保証金の充当等）

第６条　入札保証金は、落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、これにより生じた損害の賠償に充当する。

2　規則第 21 条の規定により入札保証金の納付を免除された落札者が、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の３に相当する額を損害賠償金として徴収するものとする。

（入札の方法）

第７条　第４条第３項の規定による審査の結果、入札参加資格があると認められた入札参加者は、入札に際し、当該入札に関する契約に係る仕様書、設計書、図面、契約書案、現場その他の契約締結に必要な条件を熟知した上で、入札しなければならない。この場合において、入札参加者は、当該契約締結に必要な条件について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2　入札参加者は、入札書に規則第 27 条に規定する必要な事項を記載し、指定した日時において、消防組合の指示に従い（電子入札の場合にあってはシステムにより）、入札しなければならない。

３　入札参加者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

４　入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を入札執行時までに消防組合に提出しなければならない。

５　入札参加者又は入札参加者の代理人は、同一の入札に参加する他の入札参加者の代理人を兼ねることはできない。

６　入札書に記載する金額は、取引に係る消費税及び地方消費税の額を除いた金額を記載するものとする。

７　入札書の記載は、原則として、黒のインク又はボールペンで行うこととし、容易に消去できる文具で行ってはならない。

８　郵便入札の場合にあっては、消防組合の指定する郵便局へ簡易書留にて入札書を提出すること。

（積算内訳書等の提出）

第８条　入札参加者は、建設工事に係る入札及び消防組合が指定した入札において、入札時に入札価格の根拠となる積算内訳書その他必要書類を提出しなければならない。ただし、再度の入札のときは、この限りでない。

（入札の辞退）

第９条　入札参加者は、入札執行の完了に至るまで（電子入札の場合にあっては、入札書受付開始予定日時から入札書受付締切予定日時まで）は、いつでも入札を辞退することができる。

２　入札参加者は、入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1)　入札（電子入札を除く。次号において同じ。）の執行前にあっては、入札辞退届を契約担当職員に直接持参し、又は郵送（入札受付期間の前日までに届くものに限る。）して行う。

(2)　入札受付期間中にあっては、入札辞退届又は辞退する旨を明記した入札書を入札書と同じ方法により提出する。

(3)　電子入札の場合にあっては、入札辞退届をシステムにより提出して行う。

３　入札参加者が入札期日までに入札書を提出しないとき（電子入札の場合にあっては、入札書受付締切予定日時を過ぎても入札書がシステムに到達していない場合）は、当該入札参加者は、入札を辞退したものとみなす。

４　入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けるものではない。

（入札の中止等）

第10条　入札参加者が第２条及び第３条に抵触し消防組合が入札を公平に執行することができないと認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。この場合において、消防組合が必要と認めるときは、当該入札に関する調査を行うことがある。

２　前項の規定により消防組合が調査を行うときは、入札参加者は当該調査に協力しなければならない。

３　入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがある。

４　消防組合が電子入札の続行が困難と認めた場合は、通常の紙による入札に変更することがある。

（開札）

第11条　開札は、入札の終了後、当該入札を行った場所又は消防組合が指定した日時に行う。郵便入札の方法により行う場合は、当日に消防組合が指定する郵便局から入札書在中封筒を引き取るものとし、消防組合の指定する場所・時間において、開札する。

２　前項の規定による開札の結果は、ただちに落札者へ通知するものとする。システムによる開札の場合は落札決定までの経過をシステムにより公表するものとする。

（入札の無効）

第12条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1)　第４条第４項各号のいずれかに該当する者のした入札

(2)　所定の日時までに、所定の場所に入札書が提出又は到達されなかった入札

(3)　署名及び記名押印のいずれも欠く入札

(4)　金額を訂正した入札又は金額の記載の不鮮明な入札

(5)　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(6)　本人、第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む電子入札

(7)　入札参加者の電子計算機等の異常により、開札時において文字、数字等が判読できない電子入札

(8)　システムの画面上に示された文字種、文字数、記入例その他指定に従わないで入力した事項を含む電子入札

(9)　談合その他の不正行為により入札を行ったと認められる者のした入札

(10)　同一の入札において、２以上の入札をした者の入札

(11)　同一の入札において、自己が入札参加者として参加しているにもかかわらず、他の入札参加者の代理をした者の入札

(12)　同一の入札において、２人以上の代理をした者の入札

(13)　システムの不正利用及びＩＣカードの不正使用により行った電子入札

(14)　建設工事に係る入札及び消防組合が指定した入札において、積算内訳書等必要とする書類を提出しない入札

(15)　建設工事に係る入札において、営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第３条の規定に基づく営業所をいう。）の実態がないとみなされた者のした入札

(16)　予定価格又は最低制限価格を事前に公表した入札において、予定価格を上回る価格での入札又は最低制限価格を下回る価格での入札

(17)　開札前に入札参加資格を有すると認められた者であっても、開札までに入札参加資格を満たさなくなった者が行った入札
(18)　虚偽の申請を行った者がした入札
(19)　前各号に掲げるもののほか、消防組合が指示した条件に違反して入札した者の入札

（落札者の決定）
第13条　予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格（売払いの場合は最高の価格）をもって入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認めるときはその者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格（売払いの場合は最高の価格）をもって入札をした他の者のうち最低の価格（売払いの場合は最高の価格）をもって入札をした者を落札者とする。
２　令第167条の10第２項の規定により、あらかじめ最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
３　前２項の場合において、落札となるべき同価格の入札をした者が２者以上あるときは、令第167条の９の規定により、くじ引きを行い（電子入札の場合にあっては、システムによる電子くじ。ただし、これにより難いときは、他の方法のくじとする。）落札者の決定を行う。この場合において、入札参加者がくじを引かないときは、これに変わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（再入札）
第14条　開札をした場合において、各入札のうち予定価格の制限の範囲に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。ただし、再入札は２回以内とする。
２　次の各号のいずれかに該当する者は、再度の入札に参加することができない。
(1)　当初の入札において、入札に参加しなかった者又は無効の入札をした者
(2)　最低制限価格を設けた場合にあっては、当初の入札において、最低制限価格未満の金額で入札した者

（契約の締結等）
第15条　契約の締結は、落札決定後、速やかに行うものとし、落札者は、これに協力しなければならない。
２　契約の確定は、契約当事者双方が記名押印したとき（電磁的記録により行う場合については、消防組合が指定する電子署名を講じたとき）とする。

（契約書等の提出）
第16条　落札者は、消防組合から交付された契約書等に記名押印し、落札決定の日から７日以内（消防組合の休日を含まない。）に提出しなければならない。（電磁的記録によ

り行う場合については、消防組合が指定する電子署名を講じなければならない。）ただし、消防組合の承諾を得た場合は、この限りではない。

２　落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

（契約の解除）

第 17 条　落札者が契約を締結した場合において、当該落札者が、独占禁止法、刑法第 96 条の６若しくは第 198 条若しくは契約に違反する行為又は令第 167 条の４第２項第２号に該当する行為を行ったと認められるときは、消防組合は、契約を解除することができる。

（契約保証金）

第18条　落札者は、契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第49条に該当する場合は、免除する。

２　契約保証金の額は、規則第48条に規定する公共工事にあっては契約代金の額の100分の10に相当する額以上の額、その他の契約にあっては契約金額の100分の５に相当する額以上の額とする。

（議会の議決を要する契約）

第19条　議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和51年枚方寝屋川消防組合条例第８号）に規定する契約については、議会の議決を経た日から本契約としての効力を生ずるものとし、それまでは仮契約としての効力を有するものとする。

２　入札の開札日から前項の契約が本契約としての効力を生ずる日までの期間内に、落札者が次の各号のいずれかに該当した場合は、消防組合は、仮契約を締結せず、又は仮契約の解除を行うことができる。

(1)　枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱（平成25年３月29日制定）又は寝屋川市建設工事等指名停止要綱（平成15年４月１日制定）に基づく入札参加停止の措置を受けた場合

(2)　枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱（平成25年６月21日制定）又は寝屋川市暴力団排除排除措置要綱に基づく除外の措置等を受けた場合

３　前項の規定により仮契約を締結せず、又は仮契約を解除したことにより落札者に損害が生じたとしても、消防組合は、その責めを負わないものとする。

（異議の申立て）

第20条　入札参加者は、入札後、この心得、契約締結に必要な条件、設計図書等について不明又は錯誤等を理由として、異議を申し立てることはできない。

（その他）

第21条　この心得に定めるもののほか、入札の手続については、消防組合の指示に従わなければならない。

附則
この心得は、令和７年10月１日から施行する。